

## 諮問事項② 神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）の変更について

神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）の変更箇所 議案及び諮問事項（計画図）のとおり

### 理 由

本市では、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の内容を含んだ神戸市都市空間向上計画を令和2年3月に策定している。

このたび、区域区分の変更に伴い同計画の「駅・主要バス停周辺居住区域（居住誘導区域）」、「広域型都市機能誘導区域（都市機能誘導区域）」に変更が生じるため、都市再生特別措置法第81条第24項において準用する同法第81条第22項の規定により神戸市都市計画審議会に諮問するものである。